

# 階上町通学路交通安全プログラム

平成27年3月策定

令和7年12月改訂

階上町通学路安全推進会議

## 1 プログラムの目的

平成 24 年に全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことを受け、本町では同年 9 月に、各小学校の通学路において関係機関と連携した緊急合同点検を実施しました。

その結果を踏まえ、必要な対策について関係機関で協議を行い、平成 27 年 3 月に「階上町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

以後、平成 30 年度及び令和 3 年度にも通学路の安全点検を実施し、必要な対策を講じてきましたが、一部の危険箇所では改善が十分に進んでいない状況にありました。

このため、今年 8 月に再度、危険箇所の把握と合同点検を実施し、本プログラムの改訂を行いました。

引き続き、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保に取り組んでいきます。

## 2 通学路安全推進会議の設置

機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「階上町通学路安全推進会議」を設置しました。本プログラムは、この会議で議論し、策定しました。

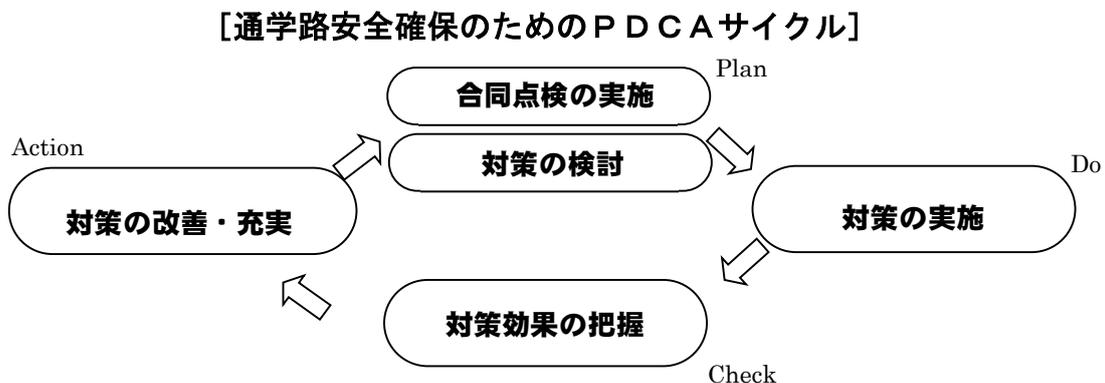
- ・階上町教育委員会
- ・階上町立各小学校長
- ・八戸警察署交通課
- ・八戸警察署階上交番
- ・三八県土整備事務所道路施設課
- ・階上町町民生活課
- ・階上町建設課

## 3 取組方針

### (1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組を P D C A サイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。



## (2) 定期的な合同点検

### ○合同点検の実施時期等

- ・ 市内の小学校学区について、それぞれ3年に1回程度、合同点検を実施します。
- ・ 実施時期は、積雪時の危険箇所の把握が必要であることから、冬期も考慮し行います。
- ・ 効率的・効果的に合同点検を行うため、通学路安全推進協議会において、重点課題を設定し、合同点検を実施します。

### ○合同点検の体制

- ・ 小学校学区ごとに、各学校長、教育委員会、道路管理者、警察が参加する合同点検を行います。

## (3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

## (4) 対策の実施

対策の実施に当たっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

## (5) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、学校関係者への聞き取りによる現場立会を実施するなど、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

## (6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

## 4 箇所図、箇所一覧表の公表

小学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために小学校ごとの「対策箇所及び対策一覧表」及び「通学路対策箇所図」を作成し、公表します。

### 【別添資料】

別添① 対策箇所及び対策一覧表

別添② 通学路対策箇所図